

広島市告示第470号
令和2年10月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アルパーク東棟

(2) 所在地 広島市西区草津新町二丁目26番地75ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

有信興産株式会社 代表取締役 栗 博司

広島市中区立町1番24号

豊徳株式会社 代表取締役 脇本 哲自

広島市南区京橋町4番18号

広島市信用組合 理事長 山本 明弘

広島市中区袋町3番17号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
東棟建物立体駐車場	557台
南棟立体駐車場	330台
北棟隣接駐車場	495台
合 計	1,382台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
東棟建物立体駐車場	558 台
南棟立体駐車場	330 台
合 計	888 台

※888 台中 730 台を来客用駐車場として届出。

(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
東棟建物立体駐車場	午前 8 時 00 分～午後 11 時 00 分
南棟立体駐車場	午前 8 時 00 分～午後 11 時 00 分
北棟隣接駐車場	午前 9 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

※ 開店時刻を午前 9 時 00 分で営業を行う日は、No.3 の駐車可能時間帯を午前 8 時 30 分からとする。

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
東棟建物立体駐車場	午前 8 時 00 分～午後 11 時 00 分
南棟立体駐車場	午前 8 時 00 分～午後 11 時 00 分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数
東棟建物立体駐車場	3 箇所
南棟立体駐車場	
北棟隣接駐車場	3 箇所

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数
東棟建物立体駐車場	3 箇所
南棟立体駐車場	

4 変更年月日

令和 3 年 5 月 1 7 日

5 届出年月日

令和 2 年 1 0 月 2 3 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年10月28日から令和3年2月28日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和3年2月28日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課